

## 予防接種法施行令の一部を改正する政令案について

### 1. 制度の概要

- 予防接種法（昭和23年法律第68号。以下「法」という。）に基づき、発生及びまん延を予防するため特に予防接種を行う必要があると認められる疾病については、法第5条第1項の規定に基づく定期の予防接種（以下「定期接種」という。）が行われている。定期接種は、法第2条第2項に規定するA類疾病（以下「A類疾病」という。）及び同条第3項に規定するB類疾病のうち政令で定めるものについて、市町村長が当該市町村の区域内に居住する者であって政令で定めるものに対し、義務として行うものであり、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号。）第1条の3の規定に基づき、定期接種の対象となる疾病及び対象者を規定している。

### 2. 改正の概要

- 予防接種法の一部を改正する法律（平成25年法律第8号）の参議院附帯決議を受けた厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会における議論等を踏まえ、他の先進諸国と比して、公的に接種するワクチンの種類が少ない状態（いわゆるワクチン・ギャップ）の更なる解消等のため、ロタウイルス感染症について、定期接種の対象疾病に追加するとともに、当該予防接種の対象者を定めることとする。
- 具体的には、ロタウイルス感染症をA類疾病とし、その定期接種の対象者は、生後6週に至った日の翌日から生後32週に至る日の翌日までの間で、ワクチンの種類ごとに厚生労働省令で定める接種期間にある者（ただし、令和2年8月1日以後に生まれた者に限る。）とする。

### 3. 根拠条項

法第2条第2項第12号及び第5条第1項

### 4. 公布日

令和2年1月中旬（予定）

### 5. 施行期日

令和2年10月1日（予定）